

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:植木剪定)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、袖口のしまったものを。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること(地下足袋、運動靴等) (3) 安全帽は必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場についたら、周囲の状況を確認し、通行人等に対し危険と思われる作業の場合は、「作業中」等の標識を設置し、事故防止に努めること。 6 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7 重量物の運搬は、慎重に行なうこと。 8 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 9 共同作業では、合図・連絡を正確に行なうこと。 10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	作業服 作業靴 安全帽
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽子等を必ず着用すること。 2 放熱しやすい服装を着用し、涼しい場所での休憩を心掛けること。 3 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 4 水分は、こまめに補給すること。 	
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立は、丈夫な構造のものを使用すること。また、材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。 2 脚立には、開き止めがついていること。 3 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下となるように立てること。また、3本の脚が地面に接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 4 脚立がぐらつかないよう木に結び付け固定する。 5 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 6 天端の上には乗らない。天端を入れて2段目までは使用しない。 7 脚立上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心がでない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。 8 脚立を昇降する際は、手に道具等は持たないこと。また、飛び降りないこと。 9 作業中の脚立周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。 10 脚立を利用して足場板をかけわたすときは、脚立の設置間隔を1.8m以下とすること。また、足場板の設置高さは1.5m未満とすること。 11 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 12 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 	

2-8 安全・適正就業基準

梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 梯子は、幅30cm以上の丈夫な構造のものを使用すること。また、材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。 2 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押えてもらうこと。 3 梯子は、地面との角度が75度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は60cmぐらいに上方にできるようにすること。 4 梯子を昇降する際は、手に道具等は持たないこと。また、飛び降りないこと。 5 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6 道路での作業は、標識を設けること。 7 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 8 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 9 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 	
足場使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくなりないようにすること。 2 足場板は、ゴムバンド等でしばり固定すること。 3 足場板は、作業床の幅が40cm以上になるように2枚以上かけわたすこと。 4 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 	
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上より1.5m以上の樹上での作業をする場合は、安全帽及び安全帯を必ず着用すること。 2 枝の折れ易い樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。 3 枝につかまったり体重を掛けたりする時は、安全を確認し枯れ枝等に注意すること。 4 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 5 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 6 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から10cm位の所を枝直径の3分の1程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって5cmの所を切り落とす。なお、切目については、平らに切り落とすこと。 7 剪定作業中は、電線等に注意して作業を行なうこと。 	安全帽 安全帯
刈り込み作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同で、刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2 作業場所では、使用休止中の刈り込み鋏を立て掛けたり、刃先を上向きにしたりして置かないように注意すること。 	
機材の運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 機材運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること。 3 トラックへの各種機材積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。 4 機材運搬時には、交通ルールを厳守し、事故の未然防止に取り組むこと。 	

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:除草)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、袖口や裾から虫が入らぬよう適切な対応をとること。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 作業帽又は安全帽を必ず着用すること。 (4) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場についたら、周囲の状況を確認し、通行人等に対し危険と思われる作業の場合は、「作業中」等の標識を設置し、事故防止に努めること。 6 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。 8 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9 道具類の使用は、正しい使用方法によること。また、使用前点検及び使用後点検を必ず行い、不良箇所が発見された場合は、使用しないこと。 10 作業は、基本的に複数人で行うこと。 11 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 12 長時間の作業は避け適度に休憩を入れること。 13 雨天時の作業は避けること。ただし、小雨で安全就業に支障が無い時はこの限りでない。 14 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	作業服 作業靴 作業帽 安全帽 手袋
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽子等を必ず着用すること。 2 放熱しやすい服装を着用し、涼しい場所での休憩を心掛けること。 3 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 4 水分は、こまめに補給すること。 	
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業現場の状況確認を十分に行なうこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂等の害虫に注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護メガネを着用すること。 2 鎌を使っての作業では、安全第一を心掛けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用すること。 (2) 共同で作業を行なう場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。邪魔にならない所で、かつ目立つ所で刃を下向きにして置くこと。 	保護メガネ 殺虫剤
刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用前に必ず点検すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ネジのゆるみはないか。 (2) 作業に合った刃がついているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 	保護面 保護メガネ 安全帽 安全ガード 防護ネット

2-8 安全・適正就業基準

刈払機作業 (続き)	<ol style="list-style-type: none"> 2 安全ガードは定められた場所に必ず取り付けること。 3 服装は、安全作業に適したものを着用し、作業に適した靴、すね当て、安全帽、保護面若しくは保護メガネ等は必要に応じて身につけること。 4 作業前に周囲の状況を確認し、防護ネット、標識等を活用した安全対策に努めること。 5 作業中は、半径5m以内に他の人を近づけないこと。 6 雨天時の作業は、滑り易いので避けること。 7 ガソリンを燃料として使用する場合には、火気に十分注意すること。 8 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。 9 刈払機は、エンジンを必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行なうこと。 	
自走式草刈機	<ol style="list-style-type: none"> 1 自走式草刈機の運用は、許可を受けた会員以外は運行できない。 2 作業開始前及び作業終了後は、刃にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 3 服装は、安全作業に適したものを着用し、作業に適した靴、すね当て、安全帽、保護面若しくは保護メガネ等は必要に応じて身につけること。 4 作業前に周囲の状況を確認し、防護ネット、標識等を活用した安全対策に努めること。 5 作業中は、半径5m以内に他の人を近づけないこと。 6 傾斜地での作業は、転倒、横滑り等の危険があるので、作業足場の状態に注意して安定した作業姿勢で行うこと。特に、雨天時の作業は、滑り易いので避けること。 7 掃除、修理、点検等を行なう場合には、必ずエンジンを止めてから行うこと。特に、ガソリン給油の場合には、火気に十分注意すること。 	保護面 保護メガネ 安全帽 安全ガード 防護ネット
機材の運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 機材運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること。 3 トラックへの各種機材積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。特に、自走式草刈機の積み降ろしは、十分注意して行なうこと。 4 機材運搬時には、交通ルールを厳守し、事故の未然防止に取り組むこと。 	

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:事務所等清掃)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 2 服装は、常に衛生的に心掛け、長いひも類、装飾品は身に着けないこと。 3 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行なうこと。 4 作業中は作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしたりしないようにすること。 5 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので滑り止めの靴を履くか、滑り止めのカバー類を使用すること。 6 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。 7 洗剤や薬品を使うときは、性質が色々あるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ大量の水で洗うこと。 8 作業中は、「清掃中」等の標識を設置すること。 9 作業現場では、使用した機械や資材は放置しないで、常に整理整頓を心掛けること。 11 重量物の取扱いは、特に慎重に行なうこと。 12 機械器具の故障や異常個所を発見したときは、使用を中止し、センターに連絡すること。 13 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。 14 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	ゴム手袋
事務所内清掃 家庭内清掃	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業は、無理な姿勢で行わないこと。 2 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子を使用しないこと。 3 不安定な場所に脚立や踏み台を設置しないこと。 4 2階等の高所に設置されているガラス等の清掃は、一旦取り外して行なうこと。 	
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 洗剤や床掃除剤の液は、特に滑りやすいから注意すること。 2 作業中は、滑り止めの靴を履くか、滑り止めのカバー類を使用すること。 3 作業に当たっては、滑りやすくなっているもので、急ぐ時でも走らないこと。 	
窓ガラスの 洗浄作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガラス部に手を突いたり、身体を支えたりしないこと。 2 窓等の開閉には十分注意して作業を行なうこと。 3 無理な姿勢で作業をしないこと。 	
清掃用機械器具 の使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機械の使用。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの傷んだもの等、故障の機械を無理に使わないこと。 (3) スイッチの切り入れやコンセントの差し込み、引き抜きは慎重に行なうこと。 2 ポリッシャー使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで作業すること。 (2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。 	
脚立等使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 高所作業中は、安全帽は必ず着用すること。 2 踏み台や脚立は、不安定な場所に立てないこと。 3 踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり、脚立を立てたりして作業を行わないこと。 	安全帽

2-8 安全・適正就業基準

<p>脚立等使用作業 (続き)</p>	<p>4 作業中、資材や器具が落下しないように気をつけること。</p> <p>5 脚立の使用</p> <p>(1) 丈夫な構造のものを使用すること。</p> <p>(2) 安定した水平な床面で使用すること。</p> <p>(3) 開き止めを確実にかけ、使用すること。</p> <p>(4) 脚立の脚と水平面の角度が75度以下になるように設置すること。</p> <p>(5) 飛び降りないこと。</p> <p>(6) 脚立上では、無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>6 梯子の使用</p> <p>(1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>(2) 滑り止めのあるものを使用すること。</p> <p>(3) 不安定なところに掛けないこと。</p> <p>(4) 滑る床の上に立てないこと。</p> <p>(5) 踏み台等の上に立てないこと。</p> <p>(6) 立てかける角度を床に対して75度にするここと。</p> <p>(7) 安定を確かめてから登ること。</p> <p>(8) 飛び降りないこと。</p> <p>(9) 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>(10) 2m以上の作業では、下に補助者を置くこと。</p>	
<p>機材の移動作業</p>	<p>1 機材移動時には、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</p> <p>2 移動経路の障害物は取り除き、安全を確認して事故の未然防止に取り組むこと。</p>	

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:塗装)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。特に有機溶剤及び粉塵を吸い込む恐れがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入りらぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋等を使用すること。 (3) 作業帽は、必ず着用すること。 (4) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場についたら、周囲の状況を確認し、通行人等に対し危険と思われる作業の場合は、「作業中」等の標識を設置し、事故防止に努めること。 6 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7 工具類や機械は、正確、安全に取り扱い作業すること。 8 引火性のもの等、危険物を使用するので、喫煙は、作業場以外の所定の場所で行うこと。なお、くわえタバコでの作業は、絶対に行わないこと。 9 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。 10 塗料、溶剤等が目の中に入った場合は、速やかに洗眼すること。 11 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちにふき取ること。 12 作業後は、床面の清掃及び片付けを行なうこと。 13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	作業帽 作業服 安全靴 手袋 保護マスク
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽子等を必ず着用すること。 2 放熱しやすい服装を着用し、涼しい場所での休憩を心掛けること。 3 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 4 水分は、こまめに補給すること。 	
塗り込み作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 被塗装物の中心に位置を取り、安定した姿勢で作業すること。 2 各種製品の塗り込み順序に従って、作業すること。 3 各種塗料を塗布するときは、送風に配慮し、作業すること。 4 塗り込み作業中は、火気に注意すること。また、必要に応じて換気すること。 	
表面処理 剥離作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前かけ、長靴を着用すること。 2 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で充分に洗うこと。 3 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵メガネを着用すること。 	防塵マスク 防塵メガネ 手袋 前かけ 長靴

2-8 安全・適正就業基準

高所作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業床が固定されているか確認すること。 2 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。 3 安全帽及び安全帯を必ず着用すること。 4 高所作業に適する服装をすること。 5 作業中は、必要以外は話をしないこと。 6 工具類を落とさないよう注意すること。 7 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。 8 高さ2m以上の箇所で墜落のおそれのあるところは手すり、棚、囲いなどを設け、立ち入り禁止にすること。 9 足場板は、きず、虫食い、死節、ひび割れ、腐食などがない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で試し乗りをすること。 10 丸太は、木皮を取り除いてあり、径が十分あるものを使用すること。 11 脚立の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止を確実にかけ、足場板を掛ける場合は3点支持にすること。 (4) 脚立の足と水平面の角度が75度以下になるように設置すること。 (5) 飛び降りないこと。 (6) 脚立上では、無理な姿勢で作業しないこと。 12 梯子の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止のあるものを使用すること。滑り止のない場合は、他の作業者に脚部を押えてもらうこと。 (3) 平面に対して75度にかけることを原則とする。 (4) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。 (5) 飛び降りないこと。 13 安全帯の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1.5m以上の高所作業であって作業床が設けられないときに使用すること。 (2) 安全帯の支持点は、頭上になるよう設けること。 (3) 作業床が、幅40cm以下の場所では使用すること。 (4) 作業床があっても、手摺がない場所は使用すること。 (5) 安全帯ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。安全帯は、いつもキチンと締めること。 	安全帽 安全帯
コンプレッサーの使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。 	
機材の運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 機材運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること。 3 トラックへの各種機材積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。 4 機材運搬時には、交通ルールを厳守し、事故の未然防止に取り組むこと。 	

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:自転車整理)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努め、体調が思わしくないときは、就業を控えること。 2 常に安全第一を考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、季節、天候に合ったものを着用すること。 (2) ひも類の付いている服は着用しないこと。 (3) ポケットは、ひっかからないように、チャック、ボタンがかかるものを着用すること。 (4) 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面(甲)のじょうぶなものを使用すること。 (5) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 自分の体力を十分認識し、割り当てられた作業量の達成が体力的に無理と感じた時は、リーダーや事務局に申し出て、適正配置の措置をとってもらうこと。 6 就業途中で体調が悪くなったら、無理せず作業を中止すること。 7 台風など悪天候の場合は、飛散物等に注意すること。 8 喫煙しながらの就業は、絶対に行なわないこと。 9 作業現場の状況を必ず確認すること。特に、地面の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には十分注意を払うこと。 10 就業時間は厳守すること。 11 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	
整理作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 整理作業は、指定された区域を守って行うこと。 2 整理した自転車の安定には十分注意を払い、特に風の強い時は、より一層気をつけること。 3 整理作業中は、利用者等との無用のトラブルを避けること。 4 整理作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。 5 道路上の障害物等の整理を行う場合は、往来の自動車、バイク等に十分注意を払うこと。 6 新たにこの作業につく会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身につけること。 7 リーダー等ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し、他の会員の不安全行動を発見した時は、その都度指導すること。また、不安全状態を発見した時は、事務局に報告するなど、適切な措置をとること。 	
移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 重量のある自転車の移動は、共同して慎重に行うこと。 2 移動は、自分の限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 3 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使ってフレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の二箇所を持って行うこと。 4 自転車を持ち上げる際は、両足を適度に開き身体を安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。 	

2-8 安全・適正就業基準

<p>移動・運搬作業 (続き)</p>	<p>5 移動する際は、必要最小限の距離にすること。 6 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し、身体への負担を軽くすること。 7 移動の際は、自転車が破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。また、通行人等にぶつからないよう注意を払うこと。 8 移動後は、自転車が転倒しないようスタンドで直立しているか確認すること。</p>	
<p>利用者への指導・ 誘導業務</p>	<p>1 自転車駐車場等で利用者へ置き場所の指導や誘導を行う場合は、ことば使いに配慮し、命令口調になったり、どなったりしないよう十分注意すること。 2 指導・誘導作業中は、利用者等とのトラブルの発生を絶対に避け、クレーム等に対しては、聞くだけに止めること。万一トラブルが発生した場合は、直ちに事務局へ連絡すること。また、暴行を受けたり危険を感じたりした時は、直ちに逃避し、最寄りの交番や事務局へ連絡すること。 3 自転車に警告書等を貼付する場合は、指定された位置、方法で貼付し、無理な姿勢で行わないこと。</p>	
<p>清掃作業</p>	<p>1 清掃作業をする場合は、周囲の状況を確認し、利用者等に対し危険と思われる場合は、「作業中」等の標識を設置し、事故防止に努めること。 2 自転車整理作業の妨げとなる、空き缶、空き瓶等は必ず取り除いておくようにすること。 3 道路上で作業しなければならない場合は、自動車、バイク等には十分注意を払うこと。 4 清掃用具を使用しない時は、安全な位置に置いておくこと。</p>	

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:樹木消毒及び除草剤散布)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
一般作業	<p>1 服装及び履物等については、作業にあった服装及び履物等を着用すること。</p> <p>(1) 作業服は、帽子付き消毒衣等を着用すること。</p> <p>(2) 作業靴は、ゴム長靴を使用すること。</p> <p>(3) 防護メガネ、保護マスクは、必ず着用すること。</p> <p>(4) ゴム手袋を必ず着用すること。</p> <p>2 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。</p> <p>3 機材等の重量物運搬は、慎重に行うこと。</p> <p>4 長時間の作業は、避けること。</p> <p>5 雨天、強風時の作業は、避けること。</p> <p>6 作業中には、熱中症及び脱水症を起こさないよう水分補給及び休憩をとること。</p> <p>7 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</p>	<p>ゴム手袋</p> <p>保護マスク</p> <p>保護メガネ</p> <p>消毒服</p>
除草剤散布作業 及び 樹木消毒作業	<p>1 使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。</p> <p>2 散布にあたっては、必ずゴム手袋、保護マスク、保護メガネ、消毒服を使用し、扱いには十分注意すること。また、作業現場での喫煙は絶対にしないこと。</p> <p>3 散布にあたっては、風向きに十分注意すること。</p> <p>4 散布にあたっては、作業現場に人が近づかないように十分注意するとともに、必要な場合には「作業中」等の標識を設置し、周囲の住民、通行人等に注意喚起すること。特に、住宅地、上水道施設、井戸、河川等の周辺での散布は、十分に注意すること。</p> <p>5 余った薬剤の処分は、十分に注意すること。</p> <p>6 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行なうこと。</p> <p>7 作業終了後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。</p> <p>8 めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医療機関にて診察を受けること。</p>	<p>ゴム手袋</p> <p>保護マスク</p> <p>保護メガネ</p> <p>消毒服</p>
機材の運搬作業	<p>1 トラックへの各種機材積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。</p> <p>3 移動時には、交通ルールを厳守し、事故の未然防止に取り組むこと。</p>	

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:荷物運搬)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 服装・履物は作業に合ったものを着用すること。 2 重量運搬は、慎重に行うこと。 	
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通ルールを厳守し、事故の未然防止に取り組むこと。 2 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、腰部・腕等を痛めないように慎重に行なうこと。特に、重量物の移動作業は、必ず共同者との連携を十分に行ない、安全確保に努めること。 3 運搬経路の障害物等は、あらかじめ確認し障害物等を取り除き、安全確認を十分に行うこと。 4 荷物等の積み降ろしは、荷くずれが起きないように注意して行なうこと。また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。 5 移動中に積載物が荷くずれ及び飛散しないように、必ずロープ等を活用した防止対策を行なうこと。 6 新たにこの作業につく会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身につけること。 7 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し、身体への負担を軽くすること。 8 移動の際は、物を破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。特に、通行人等には、十分に注意を払うこと。 	安全帽
事故時の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故発生時に負傷者がいる場合には、迅速に救急車の要請及び負傷者の救護に努めること。 2 警察及びセンターへ連絡し、事故の場所、負傷者数、負傷者の程度、物損の程度などを報告する。また、可能な限り交通の妨げにならないような処置を行なうこと。 3 関係者等への連絡については、必要に応じて連絡すること。 4 事故現場で外傷がなくケガをしていないと感じても、必ず医師の診断を受けること。 	

2-8 安全・適正就業基準

作業別安全・適正就業基準

(作業名:農作業)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、袖口や裾から虫が入らぬよう適切な対応をとること。 (2) 作業靴は、作業に合ったものを使用すること。 (3) 作業帽を必ず着用すること。 (4) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場についたら、周囲の状況を確認し、事故防止に努めること。 6 道具類の使用は、正しい使用方法によること。また、使用前点検及び使用后点検を必ず行い、不良箇所が発見された場合は、使用しないこと。 7 作業は、基本的に複数人で行うこと。 8 長時間の作業は避け適度に休憩を入れること。 9 雨天時の作業は避けること。ただし、小雨で安全就業に支障が無い時はこの限りでない。 10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽子等を必ず着用すること。 2 放熱しやすい服装を着用し、涼しい場所での休憩を心掛けること。 3 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 4 水分は、こまめに補給すること。 	
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立は、丈夫な構造及び開き止めがついているものを使用すること。 2 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけること。 3 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 4 脚立上での作業は、無理な姿勢で作業をしないこと。 5 脚立を昇降する際は、手に道具等は持たないこと。また、飛び降りないこと。 6 脚立上で収穫作業を行なう場合には、こまめに移動し、地盤の状況を確認すること。 	
移動作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 機材等の移動は、枝等の障害物に十分注意して行なうこと。 2 トラック等への積み降ろしは、荷くずれのないように行なうこと。 	